○下妻市水道事業給水条例

平成１０年３月２７日

条例第１８号

下妻市水道事業給水条例（昭和５５年下妻市条例第２５号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第５条―第１１条）

第３章　給水（第１２条―第２１条）

第４章　料金及び手数料（第２２条―第３０条）

第５章　管理（第３１条―第３７条）

第６章　貯水槽水道（第３８条・第３９条）

第７章　補則（第４０条）

付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、下妻市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第２条　下妻市水道事業の給水区域は、下妻市の区域のうち水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第６条第１項及び第７条による認可を受けた区域とする。

（給水装置の定義）

第３条　この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者としての権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の３種とする。

(1)　専用給水装置　１世帯又は１箇所で専用するもの

(2)　共用給水装置　２世帯若しくは２箇所以上で共用するもの

(3)　私設消火栓　消防用に使用するもの

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第５条　給水装置を新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第６条　給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第７条　給水装置工事は、管理者又は管理者が法第１６条の２第１項の指定若しくは法第２５条の３の２の指定の更新をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

３　第１項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第８条　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第１６条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第９条　管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1)　材料費

(2)　運搬費

(3)　労力費

(4)　道路復旧費

(5)　間接経費

２　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

（工事費の予納）

第１０条　管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

２　前項の工事費の概算額は、工事竣工後に清算する。

（給水装置の変更等の工事）

第１１条　管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第３章　給水

（給水の原則）

第１２条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

２　前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（給水契約の申込）

第１３条　水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第１４条　給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、また同様とする。

（管理人の選定）

第１５条　次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人に変更があったときも、また同様とする。

(1)　給水装置を共有する者

(2)　給水装置を共用する者

(3)　その他管理者が必要と認めた者

２　管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（水道メーターの設置）

第１６条　給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

（メーターの貸与）

第１７条　メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

２　前項の保管者は、良識ある注意をもってメーターを管理しなければならない。

３　保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用開始、中止、変更等の届出）

第１８条　水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1)　給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするとき。

(2)　用途を変更するとき。

(3)　消火演習に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1)　給水装置の使用者に変更があったとき。

(2)　給水装置の所有者に変更があったとき。

(3)　共用給水装置の使用世帯数又は箇所数に異動があったとき。

(4)　私設消火栓を消火に使用したとき。

(5)　管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の使用）

第１９条　私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

２　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

（水道使用者等の管理上の責任）

第２０条　水道使用者等は、良識ある注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

２　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

３　第１項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（給水装置及び水質の検査）

第２１条　管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

２　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第４章　料金及び手数料

（料金の支払義務）

第２２条　水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

２　共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第２３条　料金は、次に掲げる(1)計量給水料金及び(3)メーター使用料金との合計額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。この場合において１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(1)　計量給水料金

種別	料金／用途	基本料金（１カ月につき）		超過料金
		水量	料金	１m^3につき
専用			円	円
	一般用	１０m^3につき	１，８００	２１０
	一般営業用	２０　〃	３，６００	２１０
	浴場営業用	１００　〃	１０，８００	１２０
	団体用	２０　〃	３，６００	２１０
	臨時用	１０　〃	３，６００	４２０
共用		１世帯につき５m^3まで	９００	２１０

ア　「一般用」とは、一般家庭の家事用に使用するもの

イ　「一般営業用」とは、工場、料理飲食店、旅館、劇場、娯楽場等に使用するもの

ウ　「浴場営業用」とは、一般公衆浴場に使用するもの

エ　「団体用」とは、官公署、学校、病院、公共用施設等に使用するもの

オ　「臨時用」とは、工事又は興業等に臨時的に使用するもの

(2)　私設消火栓　１立方メートルにつき１８５円

(3)　メーター使用料金

口径	使用料金 （１カ月につき）	口径	使用料金 （１カ月につき）
１３mm	円 １００	４０mm	円 ３８０
２０mm	１８０	５０mm	１，６５０
２５mm	２００	７５mm	２，２００
３０mm	３２０	１００mm	２，８００

（料金の算定）

第２４条　料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

（使用水量及び用途の認定）

第２５条　管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1)　メーターに異常があったとき。

(2)　料率の異なる２種以上の用途に水道を使用するとき。

(3)　使用水量が不明のとき。

(4)　共用給水装置により、水道を使用するとき。

２　前項の使用水量の認定については、前３カ月間の使用水量その他の事情を考慮して決定する。

（特別な場合における料金の算定）

第２６条　月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

(1)　使用水量が基本水量の２分の１以下のときは、基本料金の２分の１

(2)　使用水量が基本水量の２分の１を超えるときは、１月として算定した金額

２　月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第２７条　工事その他の理由により一時的に水道を使用するものは、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

（料金の徴収方法）

第２８条　料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者は、必要があるときは、２月分をまとめて徴収することができる。

（手数料）

第２９条　手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1)　第７条第１項の指定をするとき　１件につき　１０，０００円

(2)　第７条第１項の指定の更新をするとき　１件につき　１０，０００円

(3)　第７条第２項の設計審査（材料の確認を含む。）をするとき　１回につき　３００円

(4)　第７条第２項の工事の検査をするとき　１回につき　５００円

ただし、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(5)　道路占用申請手数料　国道又は県道の占用を要するもの　１件につき　３，０００円

(6)　各種証明手数料　１件につき　２００円

(7)　第１９条第２項の消防演習の立会いをするとき　１回につき　５００円

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第３０条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第５章　管理

（給水装置の検査等）

第３１条　管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第３２条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第４条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第３３条　管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)　水道の使用者が、第９条の工事費、第２０条第２項の修繕費、第２３条の料金又は第２９条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2)　水道の使用者が、正当な理由がなくて、第２４条の使用水量の計量又は第３１条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3)　給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

（給水装置の切離し）

第３４条　管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)　給水装置所有者が、６０日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2)　給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（同居人等の行為に対する責任）

第３５条　給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業員の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

（過料）

第３６条　市長は、次の各号の一に該当する者に対し、５万円以下の過料を科することができる。

(1)　第５条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2)　正当な理由がなくて、第１６条第２項のメーターの設置、第２４条の使用水量の計量、第３１条の検査又は第３３条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3)　第２０条第１項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4)　第２３条の料金又は第２９条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

（料金を免れた者に対する過料）

第３７条　市長は、詐欺その他不正の行為によって第２３条の料金又は第２９条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。

第６章　貯水槽水道

（市の責務）

第３８条　管理者は、貯水槽水道（法第１４条第２項第５号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第３９条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第３４条の２に規定するところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　貯水槽水道のうち小簡易専用水道（下妻市安全な飲料水の確保に関する条例（平成２５年下妻市条例第３２号。以下「市条例」という。）第２条第３号に規定する小簡易

専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、市条例第２１条の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

３　前２項に定める簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第７章　補則

（委任）

第４０条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際、旧条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付　則（平成１２年条例第２４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付　則（平成１３年条例第２５号）

この条例は、公布の日から施行し、平成１３年１月６日から適用する。

付　則（平成１５年条例第１６号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

付　則（平成１７年条例第１１４号）

この条例は、平成１８年１月１日から施行する。

付　則（平成２５年条例第３２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則（平成２６年条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２３条の規定は、平成２６年５月分として徴収する水道料金から適用し、同年４月までの分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後に開始する水道の使用については、改正後の第２３条の規定は、平成２６年４月分として徴収する水道料金から適用する。

付　則（令和元年条例第２２号）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２３条の規定は、令和元年１１月分として徴収する水道料金から適用し、同年１０月までの分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後に開始する水道の使用については、改正後の第２３条の規定は、令和元年１０月分として徴収する水道料金から適用する。

付　則（令和６年条例第１５号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。